

市民参加条例他市条文比較表

条例の名称	静岡市市民参画の推進に関する条例	大和市民参加推進条例	多治見市市民参加条例	宮古市参画推進条例	苫小牧市市民参加条例	奥州市市民参画条例	
施行日	平成19年4月1日	平成19年10月1日	平成20年1月1日	平成20年7月1日	平成21年4月1日	平成21年10月1日	
基本的項目	<p>(目的) 第1条 この条例は、静岡市自治基本条例(平成17年静岡市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)の目的及び理念に基づき、市民が市政に参画するための基本的な事項を定めることにより市民参画を推進し、もって市民自治によるまちづくりに寄与することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、大和市自治基本条例(平成16年大和市条例第16号。以下「自治基本条例」という。)第18条第4項の規定に基づき、市民参加に関する基本的な事項を定め、その推進を図ることにより、自治の進展に資することを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市民参加の推進に関する理念及び原則並びにこれらに基づく市民参加の手續に関し必要な事項を定めることにより、市民が市政に参加する機会を保障し、もって市民自治の確立に資することを目的とする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、宮古市自治基本条例(平成19年宮古市条例第21号。以下「自治基本条例」という。)第14条第4項の規定に基づき、参画に関する手續その他必要な事項について定めるものとする。</p>	<p>(目的) 第1条 この条例は、市民参加の推進に関し必要な事項を定めることにより、市の政策の立案、実施及び評価(以下「立案等」という。)の過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、市政運営への市民の参加を推進し、もって市民自治によるまちづくりの推進に資することを目的とする。</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、奥州市自治基本条例(平成21年奥州市条例第1号。以下「自治基本条例」という。)第18条の規定に基づき、市民参画に関する手續その他必要な事項を定めるものとする。</p>	
	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。 (2)まちづくり 心豊かに、かつ、快適に暮らせる生活環境及び安心して活動することのできる安全な地域社会を創るために行う公共的な活動をいう。 (3)市民参画 市政に関する施策(以下「施策」という。)に市民の意見等を反映するため、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民が主体的に様々な形でかかわることをいう。 (4)実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民 自治基本条例第3条第1号に規定する市民をいう。 (2)執行機関 自治基本条例第3条第2号に規定する執行機関をいう。 (3)市民参加 執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に市民が主体的に参加することをいう。 (4)審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関(以下「附属機関」という。)及びこれに類するもの(以下「附属機関に類するもの」という。)をいう。 (5)意向調査 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。 (6)意見交換会 執行機関が政策形成等に当たり、広く市民の意見を直接聴く必要がある場合に、市民と執行機関及び市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいう。 (7)意見公募手續 執行機関が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手續をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)実施機関 議会並びに市長(水道事業管理者としての権限を行う市長を含む。)、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。 (2)審議会等 実施機関の附属機関及び規則又は要綱(政策又は事業の基準を定めた文書をいう。)の規定により市の事務事業について、市民の意見又は専門的知見を反映させるため、市民又は学識経験者を構成員として実施機関に設置された審議会、委員会等をいう。 (3)パブリック・コメント手續 実施機関がその意思決定に当たり、事案の目的、案等を公表し、これに対して市民から提出された意見及び情報(以下「意見等」という。)を考慮するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する実施機関の対応を公表する手續をいう。 一部改正[平成21年条例44号]</p>	<p>(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)アンケート 市の執行機関が市民の意向を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。 (2)審議会等 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいう。 (3)パブリック・コメント 市の執行機関が作成した計画等の原案について、書面等により広く意見を求めることをいう。 (4)市民説明会 市の執行機関が計画等についての説明を行い、これに対して市民及び市の執行機関が意見交換をすることをいう。 (5)ワークショップ 市民及び市の執行機関が、相互に議論することにより案を作り上げていくことをいう。 2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語の意義は、自治基本条例において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民市内に住所を有する者、市内で働き、又は学ぶ者及び市内で活動する法人その他の団体をいう。 (2)市議会及び市長その他の執行機関をいう。 (3)市民参加手續市の政策の立案等の過程において、当該政策に対する市民の意見(情報を含む。以下同じ。)を求める手續をいう。</p>	<p>(定義) 第2条 この条例において使用する用語は、自治基本条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)市民参画 市民が自らの意見を市の政策に反映させるため、その立案、実施及び評価に至る過程において、主体的に参加することをいう。 (2)意見公募手續 市が政策形成等に当たり、その案その他必要な事項を公表して広く市民の意見を求め、その意見の概要及びそれに対する市の考え方を公表する一連の手續をいう。 (3)市民説明会等 市が政策形成等に当たり、市民に政策決定の前に考えを説明したうえで、市民の意見等を聴取し、又は討議することをいう。 (4)意向調査 市が政策形成等に当たり、広く市民の意識を把握するために、調査項目を設定して一定期間内に市民から回答を求めることをいう。</p>	
	<p>(市民参画の基本理念) 第3条 市民参画は、市民がその豊かな社会経験、知識及び創造的な活動を通じて、市政に参画し、市民と市が協働して、自立した地域社会の実現を目指すことを基本理念として行われるものとする。</p>		<p>(基本理念) 第3条 市民は、市政の主権者であり、市政に参加する権利を有することにかんがみ、市民参加は、多くの市民の参加機会を保障することを旨として行われなければならない。</p>				
	<p>(市民参画の基本原則) 第4条 市民参画は、すべての市民にその機会を保障することにより、行われるべきものとする。 2 市民参画は、市民と市が情報を共有して行われるべきものとする。 3 市民参画は、市民と市がそれぞれの持つ特性を生かし、市民と市が対等の立場で相互の役割を理解しながら行われるべきものとする。 4 市民参画は、その継続的な発展のために、創意工夫をもって行われるべきものとする。 5 市民参画は、市民と市又は市民同士の対話を通じた相互の連携及び協力により築かれた良好な信頼関係を基本として行われるべきものとする。</p>	<p>(基本原則) 第3条 市民参加は、市民と執行機関が情報を共有すること、市民が意見を述べ、又は提案する機会が確保されること及び市民が述べた意見等に対する検討の結果が明らかにされることにより行うものとする。 2 市民参加は、市民と執行機関が相互の立場を理解し、尊重して行うものとする。 3 市民参加は、政策形成等のできるだけ早い時期から行うものとする。</p>	<p>(市民参加の原則) 第4条 実施機関は、次に掲げる事項に配慮して市民参加を図らなければならない。 (1)複数の手法による参加の機会の提供に努めること。 (2)参加の手法、時期等をあらかじめ公表すること。 (3)常に最も適切な参加手法で行うよう検討し、継続してこれを改善すること。 (4)より効果的と認められる新たな参加手法があるときは、これを積極的に用いるように努めること。</p>	<p>(基本原則) 第3条 参画は、市民の自主性が尊重されるときともに、すべての市民が参加し、関わることができるものとする。 2 参画は、市民、市議会及び市の執行機関が市政に関する情報を共有することにより行うものとする。 3 参画は、市民、市議会及び市の執行機関がまちづくりのパートナーとして、相互の役割と責任を理解し、尊重して行うものとする。</p>			

				(市民参加の推進) 第3条市は、市民参加の推進に当たっては、この条例の目的、内容等について広く周知を図るとともに、市民が市民参加手続に参加しやすい環境の整備その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。 2 市は、市民参加手続を行うとき又は第17条第2項の規定により市民に対して政策の提案を求めるときは、これらの手続の実施予定、対象となる政策に関する情報等をあらかじめ市民に提供するよう努めなければならない。	
(市民の責務) 第5条 市民は、まちづくりの主体として、市政に対する関心を持ち、積極的に市民参画をするよう努めなければならない。 2 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、総合的な視点に立って市民参画をしなければならない。 3 市民は、市民活動に関する理解を深め、市民参画を通じて、地域社会の課題の解決に主体的に取り組むよう努めなければならない。	(市民の責務) 第4条 市民は、自らの発言と行動に責任を持って市民参加を行わなければならない。 2 市民は、市民相互の自由な発言を尊重しなければならない。		(市民の役割) 第4条 市民は、まちづくりの主体として、自らの発言と行動に責任を持って参画を行うよう努めるものとする。 2 市民は、市全体の利益を考慮して参画を行うよう努めるものとする。		
			(市議会の役割) 第5条 市議会は、市民の意思が市政に反映されているかどうかを監視するとともに、市の執行機関をけん制する機能を果たすものとする。 2 市議会は、市民に対して開かれた議会運営を行うとともに、政策提言の活動強化を図るよう努めるものとする。		
(市の責務) 第6条 市は、市政運営に当たっては、市民参画の推進を図る視点に立ち、これを行わなければならない。 2 市は、市民に対し市政に関する情報を積極的かつ分かりやすい形で提供しなければならない。 3 市は、市政について、市民に対し適切かつ誠実に説明責任を果たさなければならない。 4 市は、市民に対し市民参画の機会を積極的に提供するよう努めなければならない。 5 市は、幅広い市民の意見等を的確に把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。 6 市は、市民参画に対する市民意識を醸成し、及び市民活動の促進に努めなければならない。	(執行機関の責務) 第5条 執行機関は、市民に積極的に情報を提供し、市民参加の推進に努めなければならない。 2 執行機関は、市民が参加しやすい市民参加の機会を積極的かつ公平に提供しなければならない。 3 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等を十分考慮し、その反映に努めなければならない。 4 執行機関は、市民参加の手続により述べられた意見等に対する検討の結果について、わかりやすく説明しなければならない。 5 執行機関は、市民が年齢、障害の有無、国籍等にかかわらず市民参加の機会を得ることができるよう努めなければならない。		(市の執行機関の役割) 第6条 市の執行機関は、市民に対し、参画の機会を設けるとともに、説明責任を果たさなければならない。 2 市の執行機関は、市民と情報を共有するため、市政に関する情報を、公平、的確かつ迅速に提供しなければならない。		
(市民参画手続) 第7条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、市民と協働して市政運営を行うことを目的として、市民参画の推進を図る視点に立ち、施策に対する市民の関心及び施策の市民に与える影響その他施策の内容を勘案し、市民参画が必要であると認める場合には、次項、次条及び第9条の規定により市民の意見等を施策へ反映するための一連の手続(以下「市民参画手続」という。)を実施するものとする。 2 市民参画手続は、原則として、次に掲げる目的による手続の区分に応じ、規則で定める方法により行うものとする。 (1) 広く意見等を募集するための手続 (2) 集会の形態をとり、市民と実施機関の対話を通じて意見交換等を行うための手続 (3) 会議の形態をとり、市民を含む特定の構成員による継続的な討議等を通じて、一定の合意形成を図るための手続					

<p>(市民参画手続の実施原則) 第8条 実施機関は、市民参画手続を実施しようとするときは、原則として、前条第2項第1号の区分に該当する市民参画手続の方法により実施するものとする。ただし、施策の内容に応じ、他の市民参画手続の方法により実施することが適当であると認める場合にあっては、これに代えて他の方法により市民参画手続を実施することができる。</p> <p>2 実施機関は、市民が広く市政に参画できるよう、施策の内容に応じ、効果的に市民の意見等が施策に反映できる市民参画手続を複数の方法により実施するよう努めるものとする。</p> <p>3 実施機関は、市民参画手続の結果を最も効果的に施策に反映できると認める適切な時期に市民参画手続を実施するものとする。</p>					
<p>(提出された意見等の取扱い) 第9条 実施機関は、提出された市民の意見等を十分に検討し、施策に反映できるものについては、積極的に反映させるよう努めるものとする。</p> <p>2 実施機関は、前項の規定による市民の意見等の検討を行ったときは、市民の意見等の概要及びそれに対する実施機関の考え方を公表するものとする。ただし、これらの内容に静岡市情報公開条例(平成15年静岡市条例第4号)第7条に規定する非公開情報(以下「非公開情報」という。)を含む場合は、この限りでない。</p>					
<p>(自治基本条例第21条の規定に基づく市民意見の聴取) 第10条 自治基本条例第21条に規定する市民意見の聴取(以下「市民意見聴取」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときに、市民参画手続により行わなければならない。</p> <p>(1) 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定改廃を行うとき。 (2) 市政及び各行政分野の基本的な事項を定める条例、規則等の制定改廃又は計画等の策定若しくは変更を行うとき。 (3) 大規模な公の施設の設置に係る基本的な計画の策定又は変更を行うとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、市民の生活、事業、活動等に重大な影響を与えると実施機関が認めるとき。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、市民意見聴取を実施しないことができる。</p> <p>(1) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関する事項(地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第3項又は第7項の規定により税目を起こすことその他市長が特に必要があると認める事項を除く。) (2) 法令等に基づく事項で、市の裁量の余地がないもの (3) 実施機関の内部の事務処理に関する事項 (4) 市民の意見聴取手続が法令又は他の条例により定められている事項 (5) 軽易な事項 (6) 緊急を要する事項</p>	<p>(市民参加の手続の対象) 第6条 執行機関は、次に掲げる事項(以下「対象事項」という。)を実施しようとするときは、市民参加の手続を行わなければならない。</p> <p>(1) 総合計画(地方自治法第2条第4項に規定する基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。)及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更 (2) 市の基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る計画等の策定又は変更 (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃 (5) 市民生活に大きな影響を及ぼす事業の計画の策定又は変更</p> <p>2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手続を行わないことができる。</p> <p>(1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うことにより、政策的な判断を伴わないもの</p> <p>3 執行機関は、前項の規定により市民参加の手続を行わないこととしたものについては、その理由を公表しなければならない。</p> <p>4 執行機関は、対象事項以外のものについても、積極的に市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民参加の対象) 第5条 実施機関は、次に掲げるときは、市民参加を図らなければならない。</p> <p>(1) 総合計画又は各政策分野において基本となる計画若しくは事務事業に関し基本的な事項を定める計画若しくは方針(以下「重要な計画等」という。)を策定し、又は見直すとき。 (2) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に重大な影響を与える条例若しくは規則等(以下「重要な条例等」という。)を制定し、又は改正し、若しくは廃止するとき。 (3) 事業を選択するとき。 (4) 事業を実施するとき。 (5) 政策評価を実施するとき。</p>	<p>(参画の対象) 第7条 自治基本条例第14条第3項に規定する重要な計画の策定、変更は、市の基本構想、総合計画その他基本的事項を定める計画の策定又は変更とする。</p> <p>2 市の執行機関は、前項に規定するもののほか、次の事項について、事前に市民の意見表明その他参画の機会(以下「参画の機会等」という。)を確保しなければならない。</p> <p>(1) 市民に義務を課し、又は権利を制限することを含む条例の制定又は改正 (2) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は変更 (3) 公共の用に供される重要な施設の建設計画の策定又は変更 (4) 前各号に掲げるもののほか、特に参画の機会等を確保することが必要と認められるもの</p> <p>3 第1項及び前項各号の規定する事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、参画の機会等を確保しないことができる。</p> <p>(1) 条例の改正又は計画の変更であって、その改正等の内容が軽微であるもの (2) 緊急に実施しなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき実施するもの (4) 市の執行機関内部の事務処理に関するもの</p> <p>(5) 市税(新規の目的税は除く。)の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの</p> <p>4 市の執行機関は、前項第2号により参画の機会等を確保しなかった場合においては、速やかにその理由を公表しなければならない。</p>	<p>(市民参加手続の対象となる事項) 第5条 市民参加手続の対象となる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 基本構想及び市政の基本的な事項を定める計画の策定、変更又は廃止 (2) 次のいずれかの事項を含む条例の制定又は改廃 ア 市政の基本的な事項 イ 市民に義務を課し、又は権利を制限する事項(使用料その他の市民が納付すべき金銭について定めるものを除く。) ウ 公の施設の使用許可の基準その他の利用方法に関する事項 (3) 使用料その他の市民が納付すべき金銭のうち規則で定めるものの額の設定 又は改定に係る基本方針の策定又は変更 (4) 市の施設のうち当該施設の性質及び建築等に要する費用の額を考慮して規則で定めるものの建築等に係る計画の策定又は変更 (5) 法令等(法律若しくは法律に基づく命令(告示を含む。))又は条例をいう。 (以下同じ。))に基づく場合を除くほか、出資(出えんを含む。以下この号において同じ。)を行うことにより、当該出資を受ける法人その他の団体の資本金、基本金その他これらに準じるものに占める市の出資割合が2分の1以上となるもの又は当該出資の総額が500万円以上となるものに対する当該出資に係る基本方針の策定又は変更 (6) 前各号に掲げるもののほか、市民参加手続を行うことが適当と認められる市の政策の立案等</p>	<p>(市民参画の対象) 第3条 市民参画の対象となる事項(以下「対象事項」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市の総合計画その他の基本的な事項を定める計画の策定又は変更 (2) 市政に関する基本方針を定める条例の制定又は改廃 (3) 市民に義務を課し、市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃 (4) 広く市民が利用する大規模な公共施設の設置に関する計画等の策定又は変更 (5) 広く市民に適用され、市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参画の対象としないことができる。</p> <p>(1) 軽易なもの (2) 緊急に行わなければならないもの (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づき行うもの (4) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの (5) 前各号に掲げるもののほか、対象事項として適当と認められないもの</p> <p>3 市は、対象事項以外の事項にあっても、市民参画の対象とすることができる。</p>

市民参加の対象

		<p>(重要な条例等の制定等)</p> <p>第7条 実施機関は、重要な条例等を制定し、又は改正し、若しくは廃止しようとするときは、次に掲げるものを除き、市民参加を図らなければならない。</p> <p>(1) 緊急を要するもの</p> <p>(2) 軽微なもの</p> <p>(3) 法令等の規定により、内容が定められたもの</p> <p>2 前項の場合において、実施機関は、重要な条例等の原案を作成するに当たっては、原則として、審議会等において市民の意見を求める機会を設けなければならない。</p> <p>3 重要な条例等を議会に提案するときは、当該議案の提案者は、市民参加の有無及びその状況に関する報告を添付して議案を提出しなければならない。</p>		<p>(適用除外)</p> <p>第6条市は、立案等をしようとする政策が次の各号のいずれかに該当するときは、前2条の規定にかかわらず、この条例の規定による市民参加手続を行わない。</p> <p>(1) 公益上、緊急に当該政策の立案等をする必要があるため、市民参加手続を行うことが困難であるとき。</p> <p>(2) 市の他の機関が市民参加手続を行って立案等をした政策と実質的に同一の政策の立案等をするとき。</p> <p>(3) 法令等の制定又は改廃に伴う規定の整理その他の軽微な事項であるとき。</p> <p>(4) 市の組織、職員の勤務条件その他の市の内部の管理に関する事項であるとき。</p> <p>(5) 法令等の規定により当該政策に係る実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うものであるとき。</p> <p>2 市は、前項の規定により市民参加手続を行わなかったときは、速やかに次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 市民参加手続を行わないこととした政策の内容</p> <p>(2) 市民参加手続を行わない理由</p>	
		<p>(重要な計画等の策定又は見直し)</p> <p>第6条 実施機関は、重要な計画等を策定し、又は見直すときは、その概要、策定日程等をあらかじめ公表し、市民参加を図らなければならない。</p> <p>2 実施機関は、重要な計画等の策定段階でその進行状況及び策定に係る審議会等の議事録を原則として公開しなければならない。</p> <p>3 議会の議決を経て定める重要な計画等を議会に提案するときは、当該議案の提案者は、市民参加の有無及びその状況に関する報告を添付して議案を提出しなければならない。</p>			
				<p>(市民参加手続の特例)</p> <p>第7条市は、他の法令等の規定により立案等の過程において市民参加手続と同等の効果の有すると認められる手続を行ったときは、当該効果の範囲内において、市民参加手続の全部又は一部を行ったものとみなす。</p>	
				<p>(市民参加手続に準じた措置)</p> <p>第8条この節の規定は、この条例の規定による市民参加手続の対象とならない政策の立案等について、市民参加手続に準じた措置を講じることを妨げるものではない。</p>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">市民参加の方法</p>	<p>条例第7条第2項により規則で定めている。 ↓ 静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則 (市民参画手続の方法) 第4条 条例第7条第2項各号に該当する市民参画手続の方法は、次に掲げる同項各号の手続の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 (1) 条例第7条第2項第1号の手続 市民意見提出手続の実施 (2) 条例第7条第2項第2号の手続 意見交換会の開催 (3) 条例第7条第2項第3号の手続 市民ワークショップの開催又は審議会等への付議</p>	<p>(市民参加の手続の方法等) 第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、適切な時期に次に掲げる方法のうちから、適切と認める1以上の方法により行わなければならない。 (1) 審議会等の設置 (2) 意向調査の実施 (3) 意見交換会等(意見交換会、公聴会等をいう。以下同じ。)の開催 (4) 意見公募手続の実施 2 執行機関は、対象事項のうち、特に市民への影響が大きいと認めるものを実施しようとするときは、前項各号に掲げる方法のうちから、意見交換会の開催を含む2以上の方法により、市民参加の手続をそれぞれ適切な時期に行わなければならない。 3 執行機関は、前条第1項第4号に掲げる事項を実施しようとする場合において、規則、審査基準(行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号ロに規定する審査基準をいう。)、処分基準(同号ハに規定する処分基準をいう。))又は行政指導指針(同号ニに規定する行政指導指針をいう。))の制定又は改廃をしようとするときは、前2項の規定により行う市民参加の手続の方法に、意見公募手続の実施を含めなければならない。 4 執行機関は、対象事項を実施しようとする場合において、市民以外の者であって、当該事項について利害関係を有するものがあるときは、その者に対して、第1項に掲げる方法により、市民参加の手続を行うよう努めるものとする。</p>	<p>(市民参加の方法) 第11条 市民参加の方法は、次のとおりとする。 (1) パブリック・コメント手続 (2) 市民との懇談会 (3) 市民意識調査 (4) 意見聴取 (5) 審議会等 (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法</p>	<p>(参画の方法) 第8条 市の執行機関は、自治基本条例第14条第3項に規定する意見表明及び前条第2項に規定する参画の機会等(以下「意見表明」という。)を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより、確保しなければならない。 (1) 多くの者を対象とし、調査項目を設定して一定期間内に対象者から回答を得ることが必要であると認める場合 アンケート (2) 専門的な知識及び経験に基づく審議、個人の知識及び経験に基づく自由な意見交換等が必要であると認める場合 審議会等の審議 (3) 事案に対する多様な意見を幅広く収集する必要があると認める場合 パブリック・コメント (4) 事案の説明等を通して、複数の市民の意見を収集する必要があると認める場合 市民説明会 (5) 議論、共同作業等を通じて、複数の市民との一定の合意形成を図る必要があると認める場合 ワークショップ 2 市の執行機関は、前条第1項及び第2項各号に掲げる事項(以下「参画事項」という。))について、より多くの意見表明を求める必要がある場合は、前項各号に掲げるもの(以下「アンケート等」という。)を同時に実施することができる。 3 市の執行機関は、アンケート等を実施したときは、不開示情報を除き、速やかにその結果を公表しなければならない。</p>	<p>(市民参加手続の実施) 第4条 市は、次条に規定する政策の立案等をしようとするときは、市民参加手続として政策形成手続及び市民意見提出手続を行うものとする。 2 政策形成手続とは、市民意見提出手続に先立ち、立案等をしようとする政策の性質に応じて、次の各号に掲げる方法のいずれか(市民生活への影響その他の事情を勘案して特に重要と認められる政策の立案等については、複数)を行うことにより、当該政策に対する市民の意見を求める市民参加手続をいう。 (1) 審議会等(審議会その他の附属機関及びこれに類する合議体をいう。以下同じ。)を開催する方法 (2) 市民会議(当該政策についての調査及び検討を行うため、市民が自主的に運営する会議をいう。以下同じ。)を設置し、その調査及び検討の結果について報告を受ける方法 (3) 公聴会を開催する方法 (4) 意見交換会、説明会その他市民意見提出手続に先立ち市民の意見を求める方法として適切であると認められる方法 3 市民意見提出手続とは、当該政策及びこれに関連する資料をあらかじめ公表し、意見の提出先、提出方法及び意見の提出のための期間(以下「意見提出期間」という。)を定めて行う市民参加手続をいう。</p>	<p>(市民参画の方法) 第4条 市民参画の方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 意見公募手続の実施 (2) 附属機関等の設置 (3) 市民説明会等の開催 (4) 意向調査の実施 (5) 前各号に掲げるもののほか、市が適当と認める方法</p> <p>(市民参画の実施) 第5条 市は、前条に規定する市民参画の方法のうちから、適切な時期に適当と認める方法を1以上実施するものとする。 2 市は、市民参画を実施しようとするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。 (1) より多くの市民の意見を求める必要があると認めるときは、複数の市民参画の方法を併用すること。 (2) 高度の専門性を必要とする対象事項については、深い知識と経験を持つ市民の参画が得られるようにすること。 (3) 地域性を有する施策については、対象となる地域の市民の参画が得られるようにすること。 (4) 素案の作成段階から市民の意見を求める必要があると認めるときは、市民の参画による検討委員会、ワーキンググループ等を設置する</p>
--	---	---	---	---	--	---

<p>(委員の公募) 第9条 執行機関は、附属機関の委員の選任に当たっては、法令の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選考する市民を含めるものとする。 2 執行機関は、附属機関に類するものの委員の選任に当たっては、原則として委員の総数の3分の1以上の公募により選考する市民を含めるものとする。 3 執行機関は、審議会等の委員を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表しなければならない。 4 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、委員の在期数及び他の審議会等の委員との兼職状況に配慮し、市民の多様な意見を反映するよう努めるものとする。 5 執行機関は、審議会等の委員を公募により選考したときは、速やかに応募の状況その他の選考の結果を公表しなければならない。</p>	<p>(審議会等) 第16条 実施機関は、審議会等を開催しようとするときは、実施日時、議題等をあらかじめ公表しなければならない。 2 審議会等の委員の選任に当たっては、原則として公募の委員を加えるとともに、構成員の性別及び年代に配慮する等の措置を講じることにより、市民の多様な意見を取り入れられるよう努めなければならない。</p>		<p>(審議会等の委員) 第10条市は、審議会等の委員の選任に当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募に応じた者を委員として加えなければならない。 2 市は、審議会等の委員の選任に当たっては、当該審議会等の目的にかんがみ、委員の男女の数、年齢及び在職年数並びに他の審議会等の委員との兼任状況その他の事情を勘案し、多様な市民の意見が反映されるよう努めなければならない。 3 市は、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表するものとする。</p>	<p>(附属機関等) 第7条 市は、附属機関等の委員等を公募するに当たっては、選考基準その他選考の方法をあらかじめ公表するものとする。 2 市は、附属機関等の委員等を公募により選考するに当たっては、男女比、年齢構成、地域構成、委員等の在期数、他の附属機関等の委員等との兼職状況等に配慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めるものとする。 3 市は、附属機関等の委員等を選任したときは、委員等の氏名、選任の区分及び任期を公表するものとする。 4 市は、附属機関等の会議録を作成し、非開示情報を除き、速やかに公表するものとする。</p>
<p>(委員の氏名等の公表) 第10条 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 委員の氏名 (2) 委員の選任区分 (3) 附属機関の委員に公募により選考された市民が含まれていない場合には、その理由 (4) 附属機関に類するものにおいて、公募により選考された市民の委員の数が、委員の総数の3分の1の数に満たない場合には、その理由</p>	<p>第17条 実施機関は、前条に定めるもののほか、実施機関が主催し、特定の目的で市民が任意に継続的に参加する会議又は活動についても、実施日時、議題等をあらかじめ公表し、多様な市民の参加に努めなければならない。</p>			
<p>(会議の公開等) 第11条 審議会等の会議は、公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を公開しないことができる。 (1) 条例等の規定により公開しないこととされているとき。 (2) 会議の内容に非公開情報(大和市情報公開条例(平成12年大和市条例第19号)第7条各号に定める情報をいう。以下同じ。)が含まれるとき。 2 執行機関は、審議会等が会議を非公開とする場合には、その理由を明らかにしなければならない。 3 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、緊急に会議を開催する必要がある場合を除き、あらかじめ開催日時、開催場所、議題、傍聴の手続等を公表しなければならない。</p>			<p>(会議等の公開) 第9条 審議会等その他の政策形成手続において開催された会議等(以下「会議等」という。)は、公開する。ただし、当該会議等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該会議等の全部又は一部を公開しないことができる。 (1) 法令等の規定により公開しないこととされているとき。 (2) 当該会議等において取り扱う内容に不開示情報(苫小牧市情報公開条例(平成10年条例第14号)第7条に規定する不開示情報をいう。)が含まれると認められるとき。 (3) その他当該会議等を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。 2 市は、前項ただし書の規定により公開しない会議等があったときは、その理由を公表するものとする。</p>	
<p>(会議録の作成と公表) 第12条 執行機関は、審議会等の会議を開催したときは、会議録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。ただし、会議を非公開とした場合は、会議録を公表しないことができる。</p>			<p>(会議録の公表) 第11条 会議等の会議録(当該会議等の議事経過を記録したものをいう。)は、公表する。ただし、第9条第1項ただし書の規定により公開しないこととされた会議等の議事に係る部分については、この限りでない。</p>	

アンケート調査		(意向調査の実施等) 第13条 執行機関は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければならない。 2 執行機関は、意向調査を実施したときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。		(アンケート等の公表) 第10条 市長は、アンケート等の実施予定及び実施状況を公表しなければならない。		(意向調査の実施) 第9条 市は、意向調査を実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供するものとする。 2 市は、意向調査を実施したときは、非開示情報を除き、その結果を速やかに公表するものとする。
交説明会等・フォーラム・意見	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則 第6条 (意見交換会の開催)	(意見交換会等の開催等) 第14条 執行機関は、意見交換会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければならない。 2 執行機関は、意見交換会等を開催したときは、開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。 3 執行機関は、意見交換会等で述べられた意見に対する検討を終えたときは、その結果を非公開情報を除き、速やかに公表しなければならない。	(市民との懇談会) 第13条 市長は、定期的に複数の地域で市民との懇談会を開催するものとする。 2 市長は、市民との懇談会を開催しようとするときは、実施日時、議題等をあらかじめ公表するとともに、市民が議題を理解するために必要な関連資料を配布し、説明に努めなければならない。			(市民説明会等の開催) 第8条 市は、市民説明会等を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表するものとする。 2 市は、市民説明会等の開催記録を作成し、非公開情報を除き、速やかに公表するものとする。
	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則 第5条 (市民意見提出手続の実施)	(意見公募手続の実施) 第15条 執行機関は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 対象事項の案及び当該案に関する資料 (2) 対象事項の案を作成した趣旨、目的又は背景 (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 (4) その他執行機関が必要と認める事項	(パブリック・コメント手続) 第12条 パブリック・コメント手続に関して必要な事項は、多治見市パブリック・コメント手続条例(平成19年条例第35号)に定めるところによる。		(市民意見提出手続) 第12条市は、市民意見提出手続を行うときは、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 政策の題名及びその内容(立案等に係る主な検討事項を含む。) (2) 政策の趣旨、目的及び立案等の根拠となる法令等の条項 (3) 政策に関連する資料 (4) 意見の提出先、提出方法及び意見提出期間 2 市民意見提出手続により提出される意見には、当該意見を提出する者の氏名、住所その他の別に定める事項が付記されなければならない。 3 市民意見提出手続における意見提出期間は、第1項各号に掲げる事項を公表した日から起算して30日以上でなければならない。	(意見公募手続) 第6条 市は、意見公募手続を実施しようとするときは、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 対象事項の案及びその案に関する資料 (2) 意見の提出先、提出方法及び提出期限 (3) 前2号に掲げるもののほか、市が必要と認める事項 2 意見公募手続における意見の提出方法は、次に掲げるとおりとする。 (1) 郵便 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 市が指定する場所への書面の持参 (5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める方法 3 意見の提出期間は、第1項の規定による公表の日から起算して20日以上とする。 4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他市が必要と認める事項を明らかにするものとする。 5 市は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、奥州市情報公開条例(平成18年奥州市条例第17号)第7条に規定する非開示情報(以下「非開示情報」という。)を除き、次に掲げる事項を公表するものとする。 (1) 対象事項の題名 (2) 対象事項の案の公表の日
パブリック		(意見の提出方法等) 第16条 意見公募手続における意見の提出方法は、次のとおりとする。 (1) 郵便等 (2) ファクシミリ (3) 電子メール (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参 (5) その他執行機関が必要と認める方法 2 意見の提出期間は、30日以上とする。 3 前項の規定にかかわらず、執行機関は、やむを得ない理由があるときは、30日を下回る提出期間を定めることができる。この場合においては、前条の規定による公表の際その理由を明らかにしなければならない。 4 意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければならない。			(市民意見提出手続の特例) 第13条市は、市民意見提出手続を行う場合において、30日以上意見提出期間を定めることができないやむを得ない理由があるときは、前条第3項の規定にかかわらず、30日を下回る意見提出期間を定めることができる。この場合においては、同条第1項各号に掲げる事項を公表する際その理由を明らかにしなければならない。 2 市は、審議会等又は市民会議が市民意見提出手続に準じた手続を行って答申又は報告(以下この項において「答申等」という。)をした場合であって、当該答申等と実質的に同一の内容で政策の立案等をするときは、第4条第1項の規定にかかわらず、自ら市民意見提出手続を行うことを要しない。	

ク コ メ ン ト				(提出意見の考慮) 第14条市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をするときは、意見提出期間内に提出された当該政策についての意見(以下「提出意見」という。)を十分に考慮しなければならない。	
	(結果の公表) 第17条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に対する検討を終えたときは、非公開情報を除き、速やかに次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 対象事項の題名 (2) 対象事項の案の公表の日 (3) 提出された意見又は提出された意見の概要 (4) 提出された意見に対する検討の結果及びその理由			(結果の公表) 第15条市は、市民意見提出手続を行って政策の立案等をしたときは、当該政策の公表と同時期に、次に掲げる事項を公表しなければならない。 (1) 政策の題名及びその内容 (2) 第12条第1項の規定による公表をした日 (3) 提出意見(提出意見がなかった場合にあっては、その旨) (4) 提出意見を考慮した結果(市民意見提出手続を行った政策の案と立案等をした政策との差異を含む。)及びその理由 2 市は、前項の規定にかかわらず、必要に応じ、同項第3号の提出意見に代えて、当該提出意見を整理又は要約したものを公表することができる。この場合においては、当該公表の後遅滞なく、当該提出意見を一般の閲覧に供しなければならない。 3 市は、前2項の規定により提出意見を公表することにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、当該提出意見の全部又は一部を除くことができる。 4 市は、市民意見提出手続を行ったにもかかわらず政策の立案等をしないこととした場合には、その旨(別の政策の案について改めて市民意見提出手続を行おうとする場合にあっては、その旨を含む。)並びに第1項第1号及び第2号に掲げる事項を速やかに公表しなければならない。	
	(再度の意見公募手続) 第18条 執行機関は、意見公募手続により提出された意見に基づき修正された対象事項の案が、第15条の規定により公表した対象事項の案と大きく異なるものとなったときは、再度意見公募手続を実施するものとする。				
ワ ー ク シ ョ ッ プ	静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則 第7条 (市民ワークショップの開催)				

					(準用) 第16条 第14条の規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をする場合について、前条第1項から第3項までの規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をした場合について、前条第4項の規定は第13条第2項に該当することにより市が自ら市民意見提出手続を行わないで政策の立案等をしないこととした場合について準用する。この場合において、前条第1項第2号中「公表をした日」とあるのは「公表に準じた手続が行われた日」と、同項第4号中「市民意見提出手続を行った」とあるのは「市民意見提出手続に準じた手続が行われた」と読み替えるものとする。	
予定・結果の公表	(実施計画の策定及び公表) 第11条 実施機関は、市民参画手続を実施する場合には、あらかじめその年度における市民参画手続の実施計画を策定しなければならない。 2 市長は、毎年度、前項の規定により各実施機関が策定する実施計画を取りまとめ、公表しなければならない。	(市民参加の手続の実施予定及び実施状況の公表) 第8条 市長は、毎年度、その年度における市民参加の手続の実施予定及び前年度における市民参加の手続の実施状況を取りまとめ、これを公表する。	(政策の評価) 第10条 実施機関は、政策評価を実施するときは、市民参加を図らなければならない。 2 前項の場合において、実施機関は、重要な計画等による成果を公表しなければならない。			(市民参画の実施予定等の公表) 第10条 市は、毎年度、その年度における市民参画の実施予定及び前年度の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとする。 2 市は、前項に規定する公表を行うに当たっては、あらかじめ市民による点検及び評価を受けるための必要な措置を講じるものとする。
	(実施状況の公表等) 第12条 実施機関は、市民参画手続を実施した場合には、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。 2 市長は、毎年度、前項に規定する報告に基づく各実施機関の実施状況を取りまとめ、自治基本条例第27条第1項の規定に基づき設置する静岡市市民自治推進審議会(以下「市民自治推進審議会」という。)に報告をするとともに、これを公表しなければならない。					
市民政策提案制度	(市民が自発的に提出した意見等の取扱い) 第13条 実施機関は、市民参画手続によるもののほか、市民の誰もが自発的かつ率直にまちづくりに関する意見等を実施機関に対して伝えることができ、かつ、当該意見等が実施機関に伝えられた場合には、その内容に関する検討を速やかに行い、必要な内容についての的確に市政に反映できる体制を確保しなければならない。	(政策提案の提出等) 第19条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、当該法令の規定によることとする。 2 執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について総合的に検討し、提案の内容並びに検討の結果及びその理由を、非公開情報を除き公表するとともに、当該提案に係る代表者に通知しなければならない。	(政策提案等) 第9条 市民(市内で活動する事業所等の団体は、除く。)は、10人以上の連署をもって、その代表者から、参画事項について、市の執行機関に対して政策を提案することができる。ただし、法令の規定により提案の手続が定められている事項については、この限りでない。 2 市の執行機関は、前項本文の規定により提案された政策について検討し、検討した結果及びその理由を、不開示情報を除き公表するとともに、当該提案を行った代表者に通知しなければならない。		第17条 市民は、次項に掲げる場合を除くほか、市に対して政策の提案をしようとするときは、別に定めるところにより、18歳以上の市民10人以上の連署をもって、その代表者から、市に対し、政策の提案をすることができる。 2 市は、市民に対して政策の提案を求めるときは、提案を求める政策の目的及び課題、提案の方法、提出期間その他の提案に必要な事項を明らかにして行うものとする。 3 市は、前2項の規定により市民から政策の提案があったときは、その内容を総合的に検討し、当該提案があった日から3月以内(前項の規定による政策の提案については、別に定める期間内)に検討の結果及びその理由を当該市民(第1項の規定による政策の提案については、当該提案に係る代表者)に通知するとともに、その概要を公表するものとする。	
			(応答義務) 第18条 実施機関は、市民から提言又は意見があったときは、速やかに対応を検討し、誠実に応答しなければならない。			

			<p>(市民活動との連携協力) 第19条 実施機関は、市民が主体的かつ自発的に実施する営利を目的としない公益的な活動で、実施機関がともに実施することが適当と認められるものは、連携協力して実施するものとする。 2 実施機関は、前項の活動をする組織と連携協力を図るときは、相互の自主性と自立性を尊重し合い、対等な関係において実施するものとする。</p>			
	<p>(市民意向の把握) 第14条 実施機関は、市民参画手続及び前条の規定による市民からの意見等の把握によるもののほか、市政に関する市民の意識調査、市民との対話による意見交換等の機会の確保等の効果的かつ適切な方法により、市政に関する市民の意向を積極的に把握し、これを市政に反映するよう努めるものとする。</p>		<p>(市民意識調査) 第14条 市長は、定期的に市民の考え、政策の評価等を調査しなければならない。</p>			
			<p>(意見聴取) 第15条 市長は、市政全般に関する提言、意見等を聴取する方策を講じなければならない。</p>			
			<p>(事業の選択) 第8条 市長は、翌年度以降の事業計画、財政計画、予算編成方針等を公表し、翌年度以降実施しようとする事業に関して市民の意見を求めなければならない。</p>			
			<p>(事業の実施) 第9条 実施機関は、事業の実施に当たっては市民の活動を活かし、市民参加を図るよう努めなければならない。</p>			
	<p>(行政需要への適切な対応) 第15条 実施機関は、施策の立案、実施及び評価の一連の過程において、行政評価の公表を行うこと等により、当該施策に関する情報を十分に分かりやすく市民に提供しなければならない。 2 実施機関の職員は、市政を効果的かつ適切に運営するため、専門的な知識を活用し、この章の規定により得られた情報を総合的かつ継続的に検討し、及び分析し、施策に効果的に反映するよう努めるものとする。</p>					

<p>(住民投票の実施請求権を有する者等) 第16条 自治基本条例第26条第1項に規定する住民投票(以下「住民投票」という。)の実施を請求することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者として、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿(住民投票の実施を請求することができる者の氏名、住所、性別及び生年月日等が記載された名簿をいう。以下同じ。)に登録されたものとする。 (1)年齢20歳以上の日本国籍を有する者で、その者に係る静岡市の住民票が作成された日(他の市町村から静岡市に住所を移した者で住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第22条の規定により届出をしたものは、当該届出をした日)から引き続き3月以上静岡市の住民基本台帳に登録されているもの(永住外国人が日本国籍を有する者となったときは、外国人登録法(昭和27年法律第125号)第4条第1項に規定する外国人登録原票(次号において「外国人登録原票」という。))に居住地を静岡市として登録され、又は同法第8条第1項の規定により居住地を静岡市として変更の登録を申請した日からその者が日本国籍を有する日の前日までの期間とそれに引き続き静岡市の住民基本台帳に登録される期間を通算した場合に3月以上の期間となるもの) (2)年齢20歳以上の永住外国人で、外国人登録原票に登録されている居住地が静岡市にあり、かつ、当該登録の日(外国人登録法第8条第1項の規定による申請に基づく同条第6項の居住地変更の登録を受けた場合は、当該申請の日)から3月を経過したもの 2 前項の永住外国人とは、次に掲げるいずれかに該当する者をいう。 (1)出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄に掲げる永住者の在留資格をもって在留する者 (2)日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者 3 自治基本条例第26条第1項に規定するその総数の50分の1の数は、規則で定めるところにより住民投票実施請求資格者名簿の登録が行われた日以後直ちに告示しなければならない。</p>					
<p>(住民投票の請求に関する処置等) 第17条 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定に基づき、住民投票の実施の請求について市議会に付議しようとするときは、同条第1項の規定による請求を受理した日から20日以内に市議会を招集するものとする。 2 市長は、自治基本条例第26条第2項の規定による付議の結果を同条第1項の代表者に通知するとともに、これを公表するものとする。 3 前条及び前2項に掲げるもののほか、住民投票の請求の処置等に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第2項、第4項及び第6項から第8項まで、第74条の2第1項から第6項まで並びに第74条の3第1項から第3項までの規定の例による。</p>					

		(市民登録制度) 第20条 市長は、市民参加を推進するため、市政に関心と意欲を持つ市民を公募し、登録するものとする。 2 市長は、前項の規定により登録された者に対して、審議会等の委員の公募その他市民参加に関する情報を積極的に提供するものとする。				
					(公表の方法) 第18条この条例において公表することとされた事項(第16条において読み替えて準用する場合を含む。)の公表は、次の各号に掲げる方法のいずれかにより行うものとする。 (1) インターネットの利用 (2) 苫小牧市広報紙への掲載 (3) 当該事項を記載した資料の閲覧及び配布 (4) その他適当と認められる方法	
					(市民からの要望等) 第19条市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。	
	(市民自治推進審議会の役割) 第18条 市民自治推進審議会は、自治基本条例第27条第2項に規定する所掌事項のほか、第12条第2項の報告があった場合その他市民参画の推進に関する事項について必要があると認める場合には、市長に意見を述べることができる。	(設置) 第21条 この条例に基づく市民参加を推進するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、大和市民参加推進・評価会議(以下「推進・評価会議」という。)を置く。		(市民自治推進委員会) 第11条 自治基本条例第23条の規定に基づき、まちづくりの推進に関する事項について調査及び審議するため、宮古市民自治推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。		
		(所掌事務等) 第22条 推進・評価会議は、次に掲げる事項について、執行機関の諮問に応じ調査及び審議し、又は執行機関に意見を述べるものとする。 (1) 第8条の規定により取りまとめられた市民参加の手續の実施予定の評価に関する事項 (2) この条例の規定による市民参加の手續の実施状況の評価に関する事項 (3) この条例の改正又は廃止に関する事項 (4) その他市民参加の推進に関する事項 2 推進・評価会議は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。 3 執行機関は、市民参加に関する市民からの意見その他市民参加の推進に関する情報を推進・評価会議に提供するものとする。 4 推進・評価会議は、第1項各号に掲げる事項の審議を行うに当たっては、市民の意見を聴くよう努めなければならない。				

	(組織等) 第23条 推進・評価会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する10人以内の委員をもって組織する。 (1) 市長が行う公募に応じた市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者 2 市長は、前項の規定により委員を委嘱する場合には、原則として委員の総数の2分の1以上を同項第1号に掲げる者としなければならない。 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。		(組織) 第12条 推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。		
			(委員等) 第13条 委員は優れた識見を有する者のうちから市長が任命する。 2 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 推進委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選とする。 4 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。 5 副委員長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。		
			(会議) 第14条 推進委員会は、市長が招集する。 2 推進委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。		
			(庶務) 第15条 推進委員会の庶務は、総務企画部において処理する。		
					(条例の見直し) 第11条 市長は、社会情勢の変化及び市民参画の状況を踏まえ、必要に応じ、この条例の見直しを行うものとする。
委任	(委任) 第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、執行機関が別に定める。	(委任) 第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。	(補則) 第16条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。	(委任) 第20条この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
					(委任) 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。